

**上馬淵川漁業協同組合内共第17号
第五種共同漁業権遊漁規則**

沿革 令和5年9月1日

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第17号第五種共同漁業権のうち馬淵川と安比川の合流点から上流の馬淵川本支流(安比川の本支流を除く)の区域(以下「漁場」という。)において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等(以下「指定販売所等」という。)又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)に第6条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期 間
あゆ	友釣り、がら掛け	馬淵川と安比川合流点から上流の馬淵川本支流(安比川の本支流除く)	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
うぐい	餌釣り、擬餌釣り	同上	1月1日～12月31日
やまめ	同上	同上	3月1日～9月30日
いわな	同上	同上	同上
うなぎ	置釣り	同上	1月1日～12月31日
こい	餌釣り	同上	同上
ふな	同上	同上	同上
わかさぎ	同上	大志田ダム湖(菜魚湖)	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

3 第1項のがら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、採捕尾数は1日に2尾以内とする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
① 一戸町越田発電用水取入口堰堤上流端の上流 100m の地点から同堰堤下流端の下流 200m の地点までの区域	1月 1日から 12月 31日まで
② 一戸町姉帶字名子根堰堤上流端から上流 300m の地点までの区域	同上
③ 葛巻町市部内大名神渕から上流 300m の地点までの区域	同上
④ 葛巻町寺畠屋渕から上流 200m の地点までの区域	同上
⑤ 葛巻町泡渕から上流 200m の地点までの区域	同上
⑥ 一戸町大志田ダム堰堤上流端の上流 1.5km の地点から、同堰堤下流端から下流 510m (大志田機場管理用道路の大志田橋) の地点までの区域	同上

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
うぐい	10 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル
やまめ (ひかり含む) 、いわな	13 センチメートル
こい	10 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者 (75歳以上に限る。) のときは2分の1に相当する額とする。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			日券	年券
全魚種	あゆ	友釣り、がら掛け	1,400 円	9,000 円
	うぐい、やまめ、いわな	餌釣り、擬餌釣り		
	うなぎ	置釣り		
	こい、ふな	餌釣り		
雑魚	うぐい、やまめ、いわな	餌釣り、擬餌釣り	800 円	6,000 円
	うなぎ	置釣り		
	こい、ふな	餌釣り		
	わかさぎ	餌釣り	800 円	—

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生以下、肢体不自由者及び高齢者 (75歳以上に限る。) を除き日券と同額を加算した額とする。
- 3 第1項の中学生、肢体不自由者及び高齢者 (75歳以上に限る。) にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り、がら掛け	24,000円	21,600円
	うぐい、やまめ、いわな	餌釣り、擬餌釣り		
	うなぎ	置釣り		
	こい、ふな	餌釣り		
雑魚	うぐい、やまめ、いわな	餌釣り、擬餌釣り	17,000円	15,200円
	うなぎ	置釣り		
	こい、ふな	餌釣り		

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階

岩手県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第6条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

6 わかさぎについては、当組合が交付する日券のみの遊漁とし、共通遊漁の対象外とする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第 11 条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、岩手県知事の認可を受けた日から効力を生ずる。

様式第1号 遊漁承認証

表

N o.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (歳)
承認期日	年 月 日より
	年 月 日まで
魚 種	写 真
漁具漁法	
遊漁区域	一戸町・葛巻町
遊漁料	
発行者	上馬淵川漁業協同組合 印

裏

○注意事項

1. 遊漁する場合は、必ず承認証を携帯すること。
2. 漁場監視員に提示すること。
3. 承認期日が切れた場合は組合に返納すること。
4. 指定魚種以外の魚種を採捕してはならない。
5. 指定以外の漁具漁法を用いてはならない。
6. 遊漁区域外で採捕してはならない。
7. この遊漁承認証は他人に貸付けてはならない。
8. 承認証を不携帯の場合は新たに承認証を受けなければ遊漁できない。
9. 団体で遊漁する場合は1週間以前に組合の承認を受け承認証の発行を受けること。
10. 1日だけの場合は写真を必要としない。

以上

様式第2号 県内共通遊漁承認証

N o.

年 県 内 共 通 遊 漁 承 認 証

写 真	遊 漁 者	1. 有効期間
	団体名	自 年 月 日
	住 所	至 年 月 日
	氏 名	2. 魚 種
	年 齢	3. 遊漁料
4. 交付年月日		
岩手県内水面漁業協同組合連合会 電話		印

様式第3号 漁場監視員証

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であること を証明する。	
氏名	(歳)
住所	
有効期間	
年 月 日より	写
年 月 日まで	真
上馬淵川漁業協同組合 印	

裏

注意事項

1. 漁場監視員は巡回監視する場合は組合員又は遊漁者に対し監視員証を提示すること。
2. 有効期間が切れたら必ず組合に返納すること。
3. 監視員が期間中に組合員としての資格がなくなった場合又は死亡したときは、監視員証を組合に返納すること。